

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年2月14日開催 全国地方銀行協会／

令和6年2月15日開催 第二地方銀行協会]

1. 国内LB0ファイナンス市場の持続的な発展及び適切なリスク管理態勢整備 に向けた取組について

- M&A や事業承継等が増加する中、それを支えるLB0ファイナンスについても、積極的に取り組む金融機関が増えている。金融庁においては、これまで、そうした金融機関を対象に、国内LB0ファイナンスに関するリスク管理の高度化に向けた対話を行ってきた。
- また、国内市場の更なる拡大も見込まれることから、より大型の案件が増加してきた場合に備え、市場の高度化や参加者拡大に向けた議論も重要と考えている。
- 例えば、全国銀行協会において、銀行やPEファンド、機関投資家を中心メンバーとした、国内LB0市場の課題に関する勉強会を定期的で開催しており、金融庁もオブザーバーとして参加している。
- 勉強会の中では、国民経済の発展に資するような、健全なLB0ファイナンス市場を形成していくために、
 - ・ 銀行等の資金提供者におけるリスク管理の高度化
 - ・ 適正かつ健全な取引市場とするための開示・透明性の向上など、様々な論点について活発な議論が行われていると承知している。
- 金融庁としては、こうした動きを引き続き支援していくとともに、広くLB0ファイナンスに取り組む金融機関との対話を継続し、リスク管理態勢の高度化を促してまいりたい。

2. 顧客本位の業務運営について（外貨建一時払保険の販売・管理態勢等）

- 2023事務年度、リテールビジネスへの経営陣の関与状況等とともに、個別のリスク性金融商品におけるプロダクトガバナンス態勢や販売・管理態勢等についてモニタリングを実施している。
今般は、モニタリングを踏まえ、販売額の大きい外貨建一時払保険を念頭に、販売会社（銀行等）や組成会社（保険会社）における金融商品の販売・

管理等態勢の改善に向け、取り組むべき事項を紹介したい。

各社において真摯に検討いただくとともに、販売会社（銀行等）・組成会社（保険会社）で連携し、業界としての対応についても検討いただきたい。

- 外貨建一時払保険は、保険商品であると同時に、資産運用商品でもあることから、他のリスク性金融商品と同様に、適切な販売・管理等態勢の構築が重要である。具体的には、
 - ① 組成会社（保険会社）において、商品組成段階で想定顧客層を明確に設定し、販売会社（銀行等）は、その想定顧客層に、顧客ニーズ等を踏まえて適切に販売することが求められる。
 - ② 組成会社（保険会社）・販売会社（銀行等）は、リスク・リターン・コストを十分に検証・把握した上で、他の金融商品との比較も含めた分かりやすい説明を顧客に対して行う必要がある。
 - ③ その上で、組成会社（保険会社）は、募集人管理の観点から、販売会社における販売状況を適切に検証・管理することが求められており、販売会社（銀行等）においても、組成会社（保険会社）の管理・指導に基づき、適切に対応頂きたい。
- 当該保険は、基本的には、長期運用を想定して組成されている商品であるが、当庁における分析では、契約継続期間に関して4年で6割以上が解約・運用終了している等、商品組成時の想定と販売結果に齟齬がある。
組成会社（保険会社）・販売会社（銀行等）間で協力しつつ、顧客の意向に基づき、ターゲット機能の適切な活用を含め、長期的な視点にも配慮した丁寧かつ適切なフォローアップを行うことが重要である。
- 併せて、組成会社（保険会社）・販売会社（銀行等）は、顧客の最善の利益を追求する観点から、フォローアップも含めた適切な販売管理等が促されるよう販売手数料体系や業績評価体系を策定・整備するなど、適切な動機付けの検討も重要と考えている。
- 金融庁としては、今後、更に実態把握を進めた上で、FDモニタリングレポート（公表時期：6月末～7月目途）（注）において、その他の課題も含めて、皆様にお示ししたい。

（注）モニタリングの中間報告の内容については、3月中を目途に公表予定。

3. サイバーセキュリティ演習(Delta Wall VIII)の結果還元について

- 2023年10月に実施した「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習

(Delta Wall VIII)」の結果について、先般、参加金融機関に還元したところ。

- まず、演習結果が不芳となった金融機関の経営陣においては、問題点が何かをよく確認いただき、コンティンジェンシープランの見直しをはじめとして、優先順位をつけて改善を進めていただきたい。加えて、改善の進捗を経営陣が確認し、遅延等があれば原因を特定し、問題を是正いただきたい。さらに、人員・予算不足が問題の背景にある場合はその是正を計画的に進めていただきたい。
- また、今回の演習結果が良好であった金融機関においても、今回は一つのシナリオの下での演習に過ぎないので、最新の脅威動向を考慮して様々なシナリオを想定し、インシデント対応態勢の整備、検証を進めていただきたい。
- さらに、演習へ非参加の金融機関に対しても、今後、協会を通じて、演習を通じて認められた業態に共通する課題や良好事例を還元する予定である。非参加金融機関におかれても、金融庁からの還元内容を参考にして、サイバーセキュリティの強化に取り組んでいただきたい。

4. マネロン等対策に係る態勢整備の完了に向けて

- 2023年3月末の「マネロンガイドラインに基づく態勢整備」の対応期限が目前に迫る中、対応未了項目がある各行においては、経営陣がリーダーシップを発揮いただき、3月末に向けての作業進捗管理を徹底し、対応の遅れが人員不足を原因としているなど、追加対応が必要な場合には、速やかに経営資源を割り当て、早急に対応を講じていただきたい。
- 金融庁としても引き続き協会と連携し、各行の取組を最大限サポートしていく。各行においては、期限までに確実に態勢整備を完了するよう、引き続き取組を進めていただきたい。
- 加えて、傘下に子会社・関連会社の銀行を有する持株会社・親会社にあつては、グループ全体として期限までに対応が完了するよう目配りいただきたい。

5. 為替取引分析業者の許可について

- 資金決済法の改正を受け、2023年6月より、複数の金融機関等の委託を受けて、取引モニタリング等を実施する事業者を「為替取引分析業者」とする業規制が開始され、2023年末から順次、為替取引分析業者を許可しているところ。

※現時点における為替取引分析業者（許可年月）は以下の2社

□ SCSK RegTech Edge 株式会社 (23年12月)

□ 株式会社 バンク・ビジネスファクトリー (24年1月)

6. 暗号資産交換業者あての不正送金対策の強化について

- 近年、インターネットバンキングに係る不正送金事犯をはじめ、還付金詐欺や架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺の被害金が、暗号資産交換業者の金融機関口座に送金される事例が多発している。
- こうした状況を踏まえ、2月6日に警察庁と連名で、協会を含めた各業界団体等に対し、暗号資産交換業者あての不正送金対策の強化を要請した。各行においては、既に対策を実施されている金融機関の事例も参考にしつつ、送金利用状況などリスクに応じ、利用者保護等のための更なる対策の強化に取り組んでいただきたい。

7. マネロン対策における法人向け広報の強化

- マネロン対策の基礎となる継続的顧客管理について、各金融機関において、ダイレクトメールの郵送等により顧客情報の取得・更新に取り組んでいるところと承知。
- 金融庁はこれまで、金融機関の利用者に対してこうした取組への理解及び協力を求めるため、各種広報を実施してきたところであるが、特に中小零細事業者や個人事業主など、金融機関の顧客となる法人側の理解や協力が未だ十分ではないことから、苦情や協力拒否につながっており、金融機関の現場で負担になっているとの声も寄せられている。
- このため、金融庁は警察庁と連携し、法人向けのチラシ・ポスターを作成し、関係各省庁の協力の下、日本商工会議所をはじめとした様々な業界団体を通じて配布を行い、中小零細企業や個人事業主に対するマネロン広報を2024年1月より展開している。
- 法人向けチラシ・ポスターは金融庁ウェブサイトにも掲載し誰でも活用できるようにしており、各金融機関においても、このチラシ・ポスターを活用し、取引先企業にぜひとも周知していただきたい。
- 一般の方に対して今後どのような広報活動を行っていくかについては、各協会とも連携しつつ検討をしているところ。官民一体となって戦略的かつ強力なマネロン広報を実施したいと考えており、引き続き協力をお願いしたい。

8. 令和6年能登半島地震及び令和6年1月23日からの大雪等による災害等 に対する対応について

- 1月1日夕刻に発生した令和6年能登半島地震に伴う災害等により被災地の住民や事業者の生活・生業（なりわい）に多くの困難が生じているところ、被災地で営業している金融機関におかれては、顧客及び従業員の安全に十分配慮することはもとより、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな対応を引き続きお願いしたい。また、被災地以外の金融機関におかれても、避難中の被災者への対応に十分留意いただきたい。
- 発災から1か月以上経過し、今後、住宅ローンなどの返済に関し、被災者から「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の申請着手の申出が増加することが見込まれる。当該ガイドラインにおいては、主たる債権者は、適用要件に該当しないことが明白である場合を除いて、当該申出への不同意を表明してはならないと規定されており、まずは、登録支援専門家（弁護士等）につないだ上で内容の精査をするという実務になっていることに留意されたい。

（参考）災害救助法適用の状況

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
石川県	1月1日（1月1日）	北陸財務局	1月2日
富山県	1月1日（1月1日）	北陸財務局	1月2日
福井県	1月1日（1月1日）	北陸財務局	1月2日
新潟県	1月1日（1月1日）	関東財務局	1月2日

注：内閣府公表日順

- また、令和6年1月23日からの大雪等による災害等に対し、岐阜県に災害救助法が適用されたことを受け、1月25日（木）、東海財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を岐阜県内の関係金融機関等に発出しているため、本件に対しても、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな対応を改めてお願いしたい。

（参考）災害救助法適用の状況

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
岐阜県	1月24日（1月24日）	東海財務局	1月25日

9. 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理の周知・浸透について

- 事業者に出退希望がある場合の早期相談の重要性について、より一層の周知を行っていく観点から、2023年11月22日、全国銀行協会等が事務局を務める研究会において「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」の改定が行われ、廃業手続に早期に着手することが、保証人の残存資産の増加に資する可能性があること等が明確化された。
- これを受け、金融庁としては、
 - ・ 日本弁護士連合会へ対する周知依頼文の発出
 - ・ 保証債務整理に関するパンフレットの作成・公表
 - ・ 事業者団体や裁判所、弁護士等の支援専門家への送付
 - ・ ガイドラインに基づき保証債務整理を行ったことで保証人の自己破産回避に繋がった事例の公表

などに取り組んでいるところ、金融機関においても、こうしたパンフレットや事例等も活用し、保証人の自己破産回避に向けた取組が一層進むよう、営業現場の第一線まで改めて周知をお願いしたい。

10. 「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の改正について

- 障害者差別解消法に基づき、事業者は障がい者から社会的障壁の除去を求められた場合に、過重な負担にならない範囲で、求めに応じた対応（＝合理的配慮の提供）を行う努力義務が課されていたところ、同法の令和3年改正により、この努力義務は、令和6年4月1日から義務化されることとなった。
- これを踏まえ、昨年12月に「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を改正し、改正障害者差別解消法の施行日と同日に施行されることとなっている。
- 各金融機関においては、本改正内容も踏まえ、障がい者に対して適切に対応することができるよう、引き続き障がい者の利便向上に向けた取組を進めていただきたい。

11. 地域金融機関による人材マッチングについて

- 各地域金融機関においては、日頃より「REVICareer（レビキャリア）」を活用した人材マッチングの取組を進めていただき感謝。2月は4月入社を見据えた人材ニーズが高まることも予想されるため、更なるマッチングの促進をお願いしたい。
(参考) 累計マッチング件数：59件（1月件数4件）
- 加えて、兼業・副業のマッチングについて、従来は大企業に在職中の方のみを給付金の対象としていたが、大企業を退職後にフリーランスとして活動する方など大企業退職者も給付金の対象に追加予定。
- また、2月の例会でも紹介させていただいたが、兼業・副業人材を活用した地域企業の課題解決について、周知・意識醸成を図るためのイベントセミナーを、2月27日に大阪、3月6日に東京で開催する予定。是非、現地での参加をご検討いただきたい。
- 引き続き、地域金融機関の皆様におかれては、地域企業より寄せられた経営人材ニーズに応じていくにあたり、レビキャリアの積極的な活用をお願いしたい。

12. 地域企業へのデジタル化支援の後押しについて

- 地域企業へのデジタル化支援に要した費用の一部補助により、地域金融機関等による支援を後押しする「地域デジタル化支援促進事業」について、同事業の下でデジタル化支援に取り組む事業者の公募が開始されている（公募期間：2月13日～3月4日）。
(参考) 上記公募を含め、事業の実施主体は内閣府地方創生推進室。
- 地域企業へのデジタル化支援は、地域企業の生産性向上や業務効率化、ひいては地域経済の活性化にもつながるものと考えている。必要に応じてこうした施策の活用もご検討いただき、引き続き、事業者の実情に応じた支援をお願いしたい。

13. ロシア産原油等に係るプライス・キャップ制度のコンプライアンス強化について

- ロシアによるウクライナ侵攻を受け、G7及びオーストラリアは、ロシアのエネルギー収入を減少させつつ、世界的なエネルギー市場の安定を確保するため、2022年12月以降、ロシア産原油及び石油製品（以下、「原油等」という。）に係る当面の上限価格（プライス・キャップ）に合意。

(参考) 上限価格 (1 バレル当たり) は、ロシア産原油が 60 ドル、石油製品のうち「高価値品」が 100 ドル、「低価値品」が 45 ドルと設定され、現時点まで改定されていない。

(参考) 高価値品：関税定率法別表第 2710.12 号、第 2710.19 号、第 2710.20 号に該当するもののうち、揮発油 (ナフサを除く)、灯油及び軽油。

低価値品：高価値品に該当するもの以外。

- この合意に沿って、我が国においても、外国為替及び外国貿易法に基づき、当該上限価格を超える価格で取引されるロシア産原油等については、海上輸送に関連するサービス (海上保険、貿易金融、海運、通関) の提供を禁止する措置を実施してきたところ。
- 今般、上記措置 (上限価格制度) のコンプライアンス強化のため、
 - ・取引の契約期間等に合わせて入手していた原油等に係る宣誓書を、航海毎に入手すること、
 - ・当局の求めに応じて原油等の取引に関連する付随費用の内訳を入手・提供すること

を求めることで合意した。

(参考) 宣誓書：原油等の取引を行う者が上限価格制度を遵守していることを記載し、かつ、当該原油等の価格が上限価格を超えていないと宣誓したこと又は当該原油等の価格が上限価格を超えていないことを確認できる書面を有していることを記載した書面。

- 当該合意を踏まえ、我が国においても、必要となる告示等の見直しを行うところ、2024 年 2 月 20 日より適用となるため、各行においては、適切に対応いただきたい。
- プライス・キャップ制度の運用上の留意点を整理した「ロシア産原油等に係る上限価格措置 (プライス・キャップ制度) の Q & A」についても、今般の措置を踏まえ改定されているので、あわせて参照いただくとともに、不明な点は金融庁に照会いただきたい。

14. 金融経済教育推進機構について

- 先般成立した改正金サ法 (金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律) に基づき、金融経済教育推進機構を 2024 年 4 月に設立し、8 月に本格稼働させる予定。機構において、幅広い年齢層に向け、かつ、国民各々のニーズにこたえた金融経済教育の機会を官民一体で全国的に拡充していくことを目指している。

- 機構設立に向けた足元の動きとしては、金融広報中央委員会の武井会長、全国銀行協会、及び日本証券業協会が発起人となり、2月5日に機構の発起人会が開催された。今後も、発起人を中心として、設立に係る必要な手続きを進めることとされている。
- 金融庁としても、機構の円滑な設立及び本格稼働のために必要な取組を進めていく。協会におかれては、これまでも様々ご尽力いただいていたが、今後、機構において金融経済教育をさらに充実したものにし、家計の安定的な資産形成を力強く支援していただきたい。

15. 金融行政モニター制度について

- 金融行政モニター制度は、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直な意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして運用しており、今年で9年目を迎える。
- 令和5年は47件のご意見を受け付けており、
 - ・ 保険募集等における特別利益の提供の禁止
 - ・ 日本に拠点を持たない無登録の暗号資産交換業者に対する規制などに関する意見があった。
- 重要なことは、受け付けた意見をただこなすのではなく、丁寧に対応し、個別案件の対応に限らず、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応することであると考えている。この点で、改善点等お気づきの点があれば教えていただくと幸い。金融行政モニター制度を協会傘下金融機関及びその職員に周知願いたい。

(以 上)